

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 5 年度 第 3 回 滋賀県窯業・土石製品製造業専門部会 議事要旨

開催日時	令和 5 年 10 月 30 日 (月) 9 時 27 分 ~ 11 時 55 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員 (定数 3 人) 石井利江子 木下康代 佐野洋史 労働者代表委員 (定数 3 人) 相澤三千代 旭 光輝 濱崎 浩 使用者代表委員 (定数 3 人) 枝國聡司 西田保夫 事務局 4 人 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官</p>
主要議題	滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要 < 労働者側代表の主張 > ガラス産業は、現在は業績が悪いが、自動運転システムの通信アンテナ等の開発を行っており、今後の見通しはよい状況にあり、カーボン関連ではタイヤの補強材や航空機関連、電極の需要も多く好調であり、衛生陶器も海外展開を行っており、当該産業は世界的にも成長分野である。 令和 5 年 9 月の消費者物価指数の前年同月比、影響率を参考に引上げを提示する。 ガラス産業が厳しい状況であることは理解している。若年者の離職者も多く、人材確保のためにも、賃上げが必要。 他産業と比較して、業績が悪いのは理解するが、他産業との格差もなくしていきたい。 その後の協議において、引上げ額 33 円に合意した。</p> <p>< 使用者側代表の主張 > ガラス産業が非常に厳しい状況にあり、当該産業の労働者の占める割合が 7 割を超えており、与える影響が大きい。 県税の決算状況を見ても、当該産業は令和 4 年と令和 3 年の比較で、81.1 と低い状況にある。 第 4 表 の B ランクの製造業、経団連集計の中小企業の 100 人未満の妥結結果、労働者側からの提出資料の連合春闘結果の賃上げ率等を参考に引き上げ額を提示し、さらに歩み寄って、影響率を参考に全会一致の引上額 33 円を提示し合意した。</p> <p>・ 全会一致で結審し、専門部会報告を作成する。</p>

	<p>引上額 33 円となる時間額 1,000 円で専門部会報告書を作成し、滋賀地方最低賃金議会に報告。</p> <p>最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用していないため、令和 5 年 11 月 1 日開催の滋賀地方最低賃金審議会で審議、答申予定。</p>
--	---